（第一次審査様式３）

誓 約 書

令和　　 年　　月　　日

（宛先）小千谷市長　あて

応募者又は応募グループの代表企業

住所

名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

私は、小千谷市ガス事業譲渡の応募にあたり次の事項について、誓約いたします。

また、本誓約書による誓約に違反することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、応募資格の取消しなど、市の行う一切の措置について異議申立てを行いません。

１　応募グループの構成員のいずれかが、別の応募者（別の応募グループの構成員を含む。）として重複参加していないこと。

２　応募者又は応募グループの構成員がガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第２項に規定するガス小売事業及び同条第５項に規定する一般ガス導管事業の事業実績を有すること。

３　応募者又は応募グループの構成員全てが、国税及び地方税を滞納していないこと。

４　応募者又は応募グループの構成員の全てにおいて、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがなされていないこと。

５　応募者又は応募グループの構成員の全てにおいて、次の内容に該当しないこと。

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

②　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

③　暴力団員であると認められる者

④　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

⑤　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

６　応募者又は応募グループの構成員の全てにおいて、次の内容に該当する者が役員（その支店等の代表者を含む。）となっていないこと。

①　禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②　市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

③　暴力団員と認められる者

④　暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある者

⑤　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

⑥　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

⑦　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

７　応募者又は応募グループが新会社を設立して事業譲渡を受ける場合は、応募者又は応募グループが出資する新会社を本事業譲渡までに設立し、本事業譲渡を受ける事業主体とすること。この場合、新会社の株式等の全てが応募者又は応募グループの構成員によって保有され、代表企業が新会社の議決権の最大割合を保有すること。また、当該新会社は、ガス小売事業及び一般ガス導管事業を同一事業主体で承継すること。

８　小千谷市ガス事業譲渡先選定委員会委員に対し、小千谷市ガス事業譲渡に関する接触を求め、又は接触しないこと。